

P F I 事業者への国家公務員の派遣について

平成26年3月
人 事 院

1. P F I 事業者への国家公務員派遣

P F I 事業者への国家公務員の派遣は、現在、国が管理する施設の運営をP F I方式により受託する民間事業者に対し、「業務承継やノウハウ移転のために数十名～数百名単位での出向」（産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）（第2回）資料）を、組織的・継続的に行うため、当該業務承継等に係る関連業務に従事する国家公務員を派遣するものと承知。

2. 既存制度との関係

国家公務員を民間企業に派遣する制度として、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号 官民人事交流法）に基づく派遣があるが、この制度は、

- ・ 「行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員について交流派遣をし、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ」
- ・ 「民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図る」

ことが目的であることから（官民人事交流法第1条）、民間企業への業務支援を目的とする派遣は、この法律の目的に合致するとは言い難く、この制度により、P F I 事業者に職員を派遣することは困難かつ制度の範囲外と考える。

このほか、国家公務員を公務外に派遣する場合には、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号 国際機関派遣法）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号 法科大学院派遣法）のように個別に立法措置がなされている。

3. 対応

これまで空港の運営等を行ってきている成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社へ技術的支援等を行うために職員を派遣する場合には、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく退職手当通算による退職出向が活用されている。また、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号 市場化テスト法）により、落札した民間事業者へ退職した国家公務員が就職する場合にも、退職手当に関する特例が講じられている。

P F I 事業の運営等を行う民間事業者へ技術的支援を行うために、退職した国家公務員を派遣することを目的とした措置を講じる場合には、その必要性等を整理した上で必要な法的措置を講じることとなると考えられる。

他方、退職出向とは異なり、国家公務員の身分を持ったまま、数十名から数百名単位で5～10年にわたり、P F I 事業者へ派遣する必要があるとすれば、それを可能とする仕組みは現行制度にはなく、法律上の措置が必要と考える。この場合は、国家公務員が、民間事業者においてその業務に従事する趣旨、目的、理由等について関係府省において整理いただく必要がある。